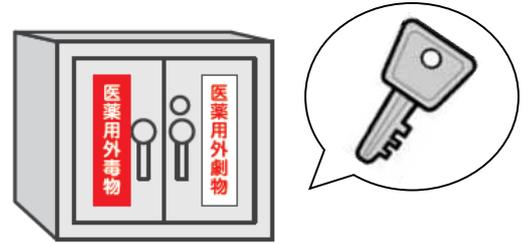


毒物劇物の取扱い気を付けていますか??

～次の内容を参考に、毒物及び劇物の適正な保管管理ができているか再確認をお願いします～

■保管設備の点検

- ✓ 保管庫は毒物劇物専用で、鍵のかかる堅固なものであるか。
- ✓ 関係者以外が出入りできない場所に保管しているか。
- ✓ 保管場所に表示がされているか。



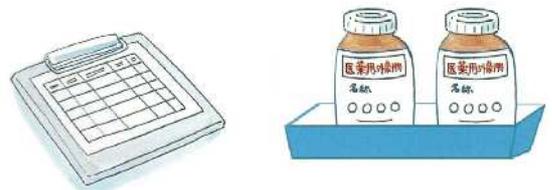
■保管庫の鍵の管理の徹底

- ✓ 鍵の保管は適切にできているか。
- ✓ 保管庫の鍵の管理者が定められているか。

複数の人が鍵を使用する場合は
管理者の許可を得る、使用簿にチェックするなどの管理をしましょう。

■在庫量の制限・管理

- ✓ 在庫は必要最小限にしているか。
- ✓ 管理簿等により現在の在庫状況が把握できているか。



■譲渡・交付について

- ✓ 購入者が以下の必要事項を記入し、押印した譲受書を受け取っているか。
 - ① 毒物又は劇物の名称及び数量
 - ② 販売又は授与の年月日
 - ③ 譲受者の名称、職業及び住所

記載漏れ等がないかを確認して受け取ってください。
譲受書は、5年間保管してください。

- ✓ 身分証明書等により販売相手の身元を確認しているか。

18歳未満の方には販売できません。

（毒物劇物譲渡手続き：法第14条、規則第12条の2） 年 月 日

毒物及び劇物譲受書	
毒物又は劇物	名称
	数量
販売又は授与の年月日	令和 年 月 日
譲受人	住所
法人にあってはその名称及び主たる事務所の所在地	氏名
	職業
備考	

（販売・授与日から5年間保管）

- ✓ 使用目的、使用量が適切であるかの確認を十分に行っているか。

❗ 必ず、購入者から使用目的等を確認し、言動や使用目的に不審がある者、使用目的があいまいな者等、安全な取扱いに不安があると認められる者には**販売しない**ようお願いします。また、このような怪しい購入者等に係る不審な動向については、**速やかに警察に通報**するようお願いします。

❗ 商品の転売が購入の目的であった場合、購入者が毒物劇物販売業の登録を受けていることを確認してください。

❗ 家庭用劇物以外の毒物及び劇物の一般消費者への販売を自粛してください。

発行 京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
TEL:075-222-3430 FAX:075-222-4062
令和6年12月 京都市印刷物 第064739号

詳しい内容は、京都市情報館で
ご確認いただけます
管理簿や譲受書のひな形も掲載！

